

第 2 部

基本計画

第 1 章 地域福祉の推進

1 第 3 次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第 3 次計画策定時（平成 27 年 4 月）の「現状と課題 ～その 1～」

自治会やコミュニティ運営協議会の活動に参加したことがある人の割合は、40%程度であり、ボランティア活動を行ったことがある人の割合は 30%程度で推移しています。住み慣れた地域でそのひとらしく生活するためには、社会福祉協議会や福祉会などの活動だけでなく、地域で支えあう体制が必要です。

●主な取り組み状況

～地域の支援体制の整備～

- *民生委員・児童委員による独居高齢者の見守り、児童などへの訪問、支援が必要な人を福祉制度につなげるなどの活動が円滑に行われるよう、宗像市民生委員児童委員協議会に対して、補助金交付をはじめとする様々な支援を行いました。
- *地域住民の自主的な組織である福祉会の育成と活動支援、小地域ネットワーク活動の展開、サロン事業の展開、福祉教育・福祉体験学習の実施、ボランティア活動の推進を行う社会福祉協議会の事業に助成、協力を行い、互いに支え合う地域環境づくりを推進しました。

・民生委員・児童委員による見守り活動や相談対応などの活動件数（年間）

平成 27 年度	3, 788 件
平成 28 年度	4, 009 件
平成 29 年度	4, 006 件
平成 30 年度	3, 895 件

・いきいきふれあいサロンの開催数と参加人数

	開催数	参加人数
平成 27 年度	469 回	15, 629 人
平成 28 年度	451 回	14, 347 人
平成 29 年度	482 回	15, 186 人
平成 30 年度	478 回	14, 922 人

・ボランティア登録人数と活動人数

	登録人数		活動人数
	個人	団体	
平成27年度	493人	77	2,094人
平成28年度	509人	79	2,005人
平成29年度	527人	80	2,003人
平成30年度	539人	85	1,960人

・自治会の加入率

平成27年度	74.0%
平成28年度	71.7%
平成29年度	71.6%
平成30年度	71.0%

・自治会やコミュニティ運営協議会の行事への参加に関する市民意識の状況

	参加あり	参加なし	無回答
平成27年度	41%	58%	2%
平成28年度	38%	62	1%
平成29年度	48%	51%	1%
平成30年度	48%	51%	1%

資料：市民アンケート

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

福祉に関する相談は、関係各課の窓口で受けていますが、少子高齢化や生活様式の変化などにより、相談の内容が複雑多様化しています。そのため、必要な支援が受けられるよう相談できる体制や関係機関へつなぐ仕組みの充実が必要です。また、生活においてなんらかの支援が必要になった際に安心して生活するためには、多様な福祉サービスの中からその人にあった福祉サービスを利用できるよう相談できる体制及び情報提供の充実が必要です。

●主な取り組み状況

～情報提供・相談体制の充実～

- * 新生児の産まれた家庭に対して、主任児童委員と連携して赤ちゃん訪問を実施し、育児に関する様々な情報提供を行いました。
- * 65歳以上の高齢者がいる全世帯に対して、高齢者に関する福祉サービスや民生委員・児童委員の紹介などを掲載した福祉情報誌「シルヴァ」を、民生委員・児童委員の訪問活動を通じて配布しました。
- * 毎月第1・2・4木曜日に市役所、偶数月第3木曜日に日の里地区コミュニティ・センター、奇数月第3木曜日に自由ヶ丘地区コミュニティ・センターにて、社会福祉協議会と連携して心配ごと相談所を設置し、人権や法律をはじめ、日常生活における困りごとに関する相談支援を行いました。
- * 社会福祉協議会と連携して、市役所内に障害者生活支援センター（障害者虐待防止センター）を設置し、障がい者の福祉サービス利用や権利擁護などの生活に関する相談支援を行いました。

・福祉情報誌「シルヴァ」の配布数

平成27年度	17,775部
平成28年度	17,987部
平成29年度	18,970部
平成30年度	19,830部

・心配ごと相談所における相談件数（利用人数）

平成27年度	516件（162人）	※法律・財産などの相談が概ね4割程度
平成28年度	456件（146人）	
平成29年度	425件（152人）	
平成30年度	447件（149人）	

・障害者生活支援センターにおける相談件数（利用人数）

平成27年度	6,630件（1,061人）	※障がい種別では年々、精神障がい者が増えており、平成29、30年度は、相談者の約5割を占めている状況
平成28年度	6,457件（981人）	
平成29年度	7,616件（1,024人）	
平成30年度	7,114件（1,141人）	

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

高齢者を狙った詐欺行為が多発しており、大きな社会問題となっています。そのため、認知症の高齢者や知的障がい者などの判断能力の不十分な者に対して、財産や契約などに関する不利益や損害が生じないような取り組みが求められています。

●主な取り組み状況

～権利擁護の推進～

- * 高齢者のための無料法律相談会を各地区コミュニティ・センターなどで開催しました。
- * 障害者生活支援センターにおける相談業務の中で、権利擁護、成年後見制度に関する相談に対応し、必要に応じて成年後見制度の説明、専門機関の紹介や同行、手続きに関する支援を行いました。
- * 成年後見制度利用促進法に基づく基本計画策定及び中核機関設置についての窓口を宗像市地域包括支援センターに決定し、これらの事務を推進するために関係部署によるプロジェクトチームを設置しました。
- * 市内6つの日常生活圏域すべてに地域包括支援センターを設置し、成年後見制度について身近に相談できる環境を整備しました。

・権利擁護、成年後見制度などに関する相談件数

	高齢者 (地域包括支援センター)	障がい者 (障害者生活支援センター)
平成27年度	241件	
平成28年度	536件	(※統計方法変更)
平成29年度	1,037件	225件
平成30年度	1,493件	154件

・成年後見市長申立の件数

	高齢者	障がい者
平成27年度	0件	0件
平成28年度	5件	0件
平成29年度	6件	0件
平成30年度	3件	1件

・成年後見制度利用支援の件数

	高齢者	障がい者
平成27年度	2件	0件
平成28年度	2件	0件
平成29年度	5件	0件
平成30年度	3件	0件

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その4～」

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活しやすいよう、バリアフリー化や地域での支えあい充実していると思う人の割合は10%程度で推移しています。そのため、高齢者や障がい者などできるだけ多くの人が利用しやすい生活環境に整備していくようハード面での対応と、福祉意識の醸成に向けたソフト面での取り組みが必要です。

●主な取り組み状況

～バリアフリー化の推進～

* 公共施設（赤間西小学童保育所改築工事、むなかた観光おみやげ館新築工事、市運動広場トイレ設置工事、大島福祉センター改修工事など）の工事を行う際、段差の解消、アプローチ方法の改良など（スロープ設置など）によるバリアフリー化を実施しました。また、転落防止の手すり設置や誰もが見やすいサイン表示など、安全・安心に配慮し、ユニバーサルデザインに基づく整備を行いました。

～福祉意識の高揚～

* 福祉教育・福祉体験学習の実施、ボランティア活動の推進を行う社会福祉協議会の事業に助成、協力を行い、ともに支えあう福祉意識の高揚を図りました。

* 社会福祉協議会に委託して、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、認知症の人とその家族、地域住民が誰でも集える場としてオレンジカフェを開催しました。

・福祉体験学習の参加者数（児童や生徒が高齢者・障がい者の立場を理解する学習）

平成27年度	2, 531人
平成28年度	3, 515人
平成29年度	3, 620人
平成30年度	3, 286人

・市民向け福祉教育セミナーの参加者数

平成27年度	223人
平成28年度	233人
平成29年度	225人
平成30年度	192人

・オレンジカフェの参加者数

平成29年度	6回開催・443人	※29年度から実施
平成30年度	12回開催・607人	

・認知症サポーター養成講座の開催回数・参加者数

平成27年度	33回開催・1,341人
平成28年度	42回開催・1,912人
平成29年度	42回開催・2,034人
平成30年度	35回開催・1,610人

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標1 ともに支え合う地域づくりの推進

第4次計画の課題

住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して健康に暮らせるまちを実現するために、住民が主体となった地域における支え合いの取り組みを推進するとともに、人と人とのつながりを築くための世代間交流ができる取り組みを推進することが必要です。

これまで地域福祉活動を担ってきた自治会では、現在、加入者の減少や役員などの高齢化などにより、今までのような活動の継続が危惧されるとの声が高まっています。

市民アンケート結果でも、自治会やコミュニティ運営協議会の行事への参加については、依然として参加していない人が過半数を占めています。

本市では、高齢化や核家族化の進行により、今後、地域における住民同士のつながりがさらに希薄化することが懸念されます。

このように地域における支え合い機能が縮小している中で、すべての市民が地域、暮らし、生きがいを共につくっていく地域共生社会を実現していくためには、従来の「支える人」と「支えられる人」というような固定的な役割分担ではなく、それぞれが役割を担う「支え合い」が必要です。

そして、この「支え合い」を推進するためには、地域における人と人とのつながりが必要不可欠です。日々のあいさつなどによるつながり、隣人の様子を気にかけること、自治会が主催する地域行事に参加することなどは、身近に取り組める大切な地域福祉活動です。このような活動をきっかけとして、住民自身が様々な地域課題の解決に向けて主体的に取り組んでいくことが地域福祉の推進につながります。人と人とのつながりを築くため、誰もが気軽に参加でき、多くの世代間の交流を促進させていく取り組みが必要です。

●取り組み方針

～ともに支え合う地域づくりの推進～

- *住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる「支え合いの地域づくり」のため、多様な主体の連携が図られるよう支援します。
- *コミュニティ運営協議会を地域における包括的な支援体制と位置づけし、コミュニティ運営協議会の活動の支援を通じて、地域における支え合いや世代間交流ができる取り組みを推進します。
- *コミュニティ・センターが、地域住民が相互に交流を図ることができる拠点施設として活用されるよう、地域住民による管理運営を推進します。
- *コミュニティ運営協議会、自治会を中心とした自主防災組織の活動を支援し、地域の安全・安心を支える体制づくりを推進します。
- *年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、市民だれもが参加しやすく、暮らしやすい社会を目指して、公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努めます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
ともに支え合う地域づくりの推進	多様な主体による地域づくりの推進	多様な主体の連携促進	市民活動団体、大学、企業などの活動の情報収集、提供を行い、地域住民やコミュニティ運営協議会などとの連携、交流の機会の創出など、多様な主体の連携を促進する。
	コミュニティ運営協議会を中核とした地域福祉活動の推進	住民の相互扶助意識の向上を図るコミュニティ活動の推進及び住民同士で地域課題の解決に取り組む環境づくりの推進	住民主体のコミュニティ活動を支援し、希薄になりつつある相互扶助意識の向上を図るとともに、コミュニティ・センターを活用して住民同士で地域特性を活かして地域課題の解決に取り組むまちづくりを推進する。
	地域の自主防災活動の充実	自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動を支援し、住民が自主的に地域の自主防災組織の活動に取り組み、災害発生時に、地域で助け合って避難などの防災活動を行うまちづくりを推進する。
	市民が安心して利用できる公共施設の整備	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	公共施設改修工事及び新設工事を行う際に、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行う。

基本目標 2 地域福祉活動を担う人づくりの推進

第4次計画の課題

地域住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進するために、地域福祉に対する意識の醸成と活動の担い手の育成が必要です。

地域課題が多様化し、支援を必要とする人が増加する中で、地域で主体的に活動する住民や多様な支援ニーズに対応できる人材が求められています。

本市では、ともに支え合う福祉意識の高揚を図るために、社会福祉協議会と連携して、学校教育において児童などが高齢者・障がい者の立場を理解する学習や福祉学習体験を行ったり、地域、学校、企業などで子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座、認知症の人とその家族、地域の人たちが誰でも集えるオレンジカフェ、市民に対して福祉教育セミナーを開催するなど、福祉教育・福祉体験学習やボランティア活動の推進に取り組みました。

継続的な地域福祉活動のためには、住民自らが「サービスの担い手」としての意識を高めて主体的に活動するとともに、その地域の実情を理解している人材の活躍が重要となります。

そのため、市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成するとともに、地域福祉活動に関わる多くの人材を育てる取り組みが必要です。

●取り組み方針

～地域福祉活動を担う人づくりの推進～

- * 市民一人ひとりの福祉に対する理解や地域における支え合いの意識を醸成するために、学校教育における福祉教育・福祉体験学習や、市民への意識啓発を推進します。
- * 地域福祉活動に関わる人を増やして支え合いの地域づくりを推進するため、コミュニティ活動に携わる人材のすそ野を広げていくための講座を開催するなど、地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。
- * 地域住民が主体となった支え合いの地域づくりの推進のため、既に地域福祉活動に関わっている人や団体などに対して情報提供や研修を行うなど、活動の担い手のスキルアップを図ります。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
地域福祉活動を担う人づくりの推進	地域福祉に対する意識の醸成	学校教育における福祉教育・福祉体験学習の推進	学校教育における福祉教育・福祉体験学習を推進し、福祉に対する理解や支え合いの意識の醸成に努める。
		地域福祉活動に係る情報発信の強化	市民一人ひとりが学べる地域福祉活動に係る情報の発信に努め、地域福祉の担い手としての気付きを促進する。
		福祉意識の高揚に資する講座・交流事業の推進	地域福祉に関心がある市民が気軽に学べる講座や交流事業の実施に努める。
	地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成	コミュニティ活動の担い手の育成支援	コミュニティ活動に携わる人材のすそ野を広げていくための講座や活躍の場の創出の方策などの支援を行う。
		自主防災活動の担い手の育成支援	自主防災組織に対し研修会などを実施し、地域の防災力向上に向け、リーダーの育成を図る。
	地域福祉活動に携わる人材育成	地域福祉活動の担い手のスキルアップ	地域福祉活動に携わっている人や団体などに対して情報提供や研修を行うなど、地域福祉活動の担い手のスキルアップを図る。

基本目標 3

必要な情報を必要な人に提供し、 だれもがいつでも相談できる体制の充実

第4次計画の課題

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要とする福祉サービスに関する情報が提供され、適切な支援を受けることができる体制の充実が必要です。

日常生活を送るうえでの困りごとは単純ではなく、本人あるいは家庭の中で、介護、孤立、虐待など、いろいろな課題が重なり合っています。さらに、就労や住まいなど福祉領域にとどまらないニーズを含むなど、課題は複合化しています。

本市では、多種多様な福祉サービスの中から必要なサービスの情報を必要とする人に適切に情報を提供できるよう、市民に対して地域福祉に関する情報や各種支援サービスについて情報発信を行ったり、新生児の産まれた家庭に対して育児に関する様々な情報提供、高齢者がいる世帯に対して高齢者に関する福祉サービスの情報提供を行うなど、ニーズに応じた情報の提供に取り組みました。

また、複雑な問題に対して適切な支援を行うために、社会福祉協議会や関係機関と連携して、次のとおり相談窓口の充実に努めました。

- ・心配ごと相談： 人権や法律など日常生活における困りごとに関する相談窓口
- ・地域包括支援センター： 高齢者に関する総合相談窓口
- ・障害者生活支援センター： 障がい者に関する総合相談窓口
- ・子ども相談支援センター： 子どもに関する総合相談窓口
- ・福祉課自立生活支援係： 生活困窮者に関する総合相談窓口

今後も引き続き、情報の受け手側の立場に立った視点での情報提供に努め、市民だれもがいつでも相談することができる体制を整えておく必要があります。

●取り組み方針

～必要な情報を必要な人に提供し、だれもがいつでも相談できる体制の充実～

* 多種多様な福祉サービスの中から必要な情報を必要とする人に適切に提供できる体制づくりを推進します。

* 複雑な問題に対して、適切な支援が行えるよう相談支援体制の充実に努めます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
必要な情報を必要な人に提供し、だれもがいつでも相談できる体制の充実	福祉サービスに関する適切な情報提供	高齢者福祉に関する情報提供	高齢者がいる家庭へ高齢者福祉に関する情報を提供する。
		障がいのある人が利用できるサービスに関する情報の提供	障がいのある人が利用できるサービスに関する情報を提供する。
		子育て支援に関する情報の提供	子どもとその家庭などに対して育児などに関する様々な情報を提供する。
	相談支援体制の充実	心配ごと相談の設置	人権や法律などいろいろなことに関する相談支援を行う。
		地域包括支援センターの設置	地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関または制度の利用につなげるなど総合相談支援を行う。
		障害者生活支援センターの設置	障がい者が日常生活で抱える諸問題などに関する総合相談支援を行う。
		子ども相談支援センターの設置	妊産婦や子どもとその家庭に関する不安や悩み、虐待、家庭や学校などの心配ごとに関する総合相談支援を行う。
		生活困窮者自立相談支援事業窓口の設置	生活困窮者を対象に、困窮状態から脱却できるよう包括的な支援を行う。

基本目標 4 権利擁護の推進

第 4 次計画の課題

市民だれもが住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、権利擁護の推進が必要です。

認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者に対する日常生活の支援や権利の擁護などが社会問題となっています。

本市では、認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、すべての日常生活圏域において地域包括支援センターを、市役所内に障害者生活支援センター（障害者虐待防止センター）を設置し、成年後見人制度に関する普及啓発、制度の利用が必要と判断した場合に、申し立てなど手続きの支援、虐待の早期発見・把握に努め対応するなど、様々な権利擁護の推進に取り組みました。

また、子どもの虐待の防止については、子ども相談支援センターを設置するなど、関係機関との連携を強化しながら適切な対応に努めてきました。

今後も引き続き、成年後見制度の利用促進や虐待の防止に資する取り組みを行うなど、権利擁護の推進に取り組むことが大切です。

●取り組み方針

～権利擁護の推進～

- * 高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待や消費者被害の防止を図るなど、権利擁護の推進を図ります。
- * 国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市になじむ形態での地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、当面の間、市がその中核機関の機能を担い、成年後見制度の利用の促進に必要な取り組みを図ります。
- * 認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な援助を行う地域福祉権利擁護事業の取り組みを支援します。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
権利擁護 の推進	虐待や消費者被害 などの防止	虐待や消費者被害な どの防止に係る体制 強化	高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待や消費者被害などの相談支援、防止に係る啓発活動および虐待の早期発見や適切な保護・支援の実施のための連携体制づくりを行う。
	成年後見制度の利 用の促進	成年後見制度に係る 体制強化	成年後見制度に係る地域連携ネットワークをつくり、中核機関を設置・運用しつつ、中核機関に従事する職員の資質向上を図る。
	権利擁護に資する 取り組みへの支援	認知症や判断能力が 十分でない高齢者や 障がい者を対象とす る地域福祉権利擁護 事業の取り組みへの 支援	認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者などに対する日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理、重要な書類の保管などの取り組みに対して支援を行う。

第2章 保健・医療の充実

1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その1～」

死亡者に占める死因別死亡者数の割合では、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病の割合が高く、毎年度50%程度で推移しています。そのため、不規則な食生活や栄養の偏り、日常的な運動習慣の欠如などの生活習慣に起因する生活習慣病について、なるべく発症を遅らせる発症の予防、発症した場合の早期発見・早期治療、重症化予防が重要です。

●主な取り組み状況

～生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防の推進～

- *住民健診のほか、個別医療機関において特定健診を実施しました。また、特定健診の結果から、対象者に対して特定保健指導を実施しました。
- *特定保健指導対象者を除く、健診結果ハイリスク者に対して保健指導（訪問指導など）を実施しました。
- *肺がん(結核)検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、節目健診(肝炎検査、骨粗鬆症検査、腹部エコー検査、歯科検診)を実施しました。その中で、子宮頸がん・乳がん検診対象者には無料クーポン券を送付して受診勧奨を行いました。
- *がん検診要精密検査者の追跡調査を行い、精密検査未受診者への受診勧奨を実施しました。
- *医療関係機関や他自治体などと連携して、がん予防講演会を実施しました。
- *糖尿病性腎症重症化予防を実施しました。

～健康の維持・増進のための生活習慣の習得～

- *健康に関する情報提供の場、健康づくりに取り組む環境を充実させ、一人ひとりにあった健康的な生活習慣が習得できるよう、生活習慣病予防教室や地域の健康教室などを行いました。
- *健診やイベントの開催時だけでなく、家庭、学校、宗像市食生活改善推進会、コミュニティ運営協議会など、地域と連携してルックルック講座や体力テストを実施し、食と運動を通じた健康づくりを推進しました。また、若い世代を対象に食育講演会を実施し、食育に対する意識の向上に努めました。

～地域が元気になる健康づくり～

- *地域の健康づくり活動の担い手を育成するため、健康づくりリーダー養成講座（及びフォローアップ講座）を実施しました。
- *各地区コミュニティ運営協議会の健康づくり活動の支援及び活性化のため、健康福祉部会への参加や「むなかたニギニギ体操」などの健康づくり活動を実施しました。
- *各地区コミュニティ運営協議会で健康相談や健康教育を実施し、市民の健康増進への意識向上に努めました。

・住民健診の開催回数

	開催回数	特定健診受診率
平成27年度	140回	36.7%
平成28年度	135回	35.9%
平成29年度	139回	36.8%

・特定保健指導の実施人数

	実施人数	特定保健指導実施率
平成27年度	220人	29.3%
平成28年度	479人	61.6%
平成29年度	458人	63.1%

・健診結果ハイリスク者に対する保健指導（訪問指導など）の実施人数

平成27年度	429人
平成28年度	524人
平成29年度	535人

・がん検診の受診率

平成27年度	12.5%
平成28年度	11.7%
平成29年度	12.5%
平成30年度	10.9%

・生活習慣病予防教室の参加人数

平成27年度	延べ352人（4コース16回）
平成28年度	延べ394人（5コース20回）
平成29年度	延べ356人（3コース12回）
平成30年度	延べ385人（3コース10回）

・ルックルック講座の受講者数

	受講者数	講座
平成27年度	延べ70人	減塩講座4回
平成28年度	延べ12人	減塩講座1回
平成29年度	延べ61人	食で元気にバランス食生活3回
平成30年度	延べ264人	食で元気にバランス食生活9回

・体力テストの参加人数

	参加人数	開催地区など
平成27年度	延べ498人	9地区11団体
平成28年度	延べ722人	9地区15団体
平成29年度	延べ437人	9地区15団体
平成30年度	延べ494人	9地区20団体

・健康づくりリーダー養成講座の受講者数

平成27年度	計8回・延べ46人
平成28年度	計11回・延べ47人
平成29年度	計10回・延べ47人
平成30年度	計10回・延べ50人

・死因別死亡数の割合（資料：厚生労働省「人口動態調査」より作成）

	悪性新生物（がん）	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰	その他
平成27年度	30.0%	10.5%	12.5%	7.6%	5.4%	34.1%
平成28年度	32.5%	11.2%	11.0%	7.3%	6.2%	31.7%
平成29年度	29.9%	10.8%	7.6%	6.5%	6.4%	39.0%

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

学校、職場での人間関係、経済・生活問題など様々な理由によりストレスを抱え込み、幅広い年齢層で精神疾患が見られるようになってきました。過度のストレスや慢性的な疲労が続くと心の健康が損なわれ、うつ病などを引き起こします。また、うつ病は自殺の大きな要因になることもあります。そのため、心の健康づくりの重要性が増しています。

●主な取り組み状況

～こころの健康づくりの推進～

- *住民健診実施時に「うつ病予防スクリーニング」を実施しました。
- *うつ病予防スクリーニングの陽性者に対し、訪問や電話相談によるフォローを行いました。
- *こころの健康づくりやゲートキーパー養成のための取り組みとして、講座や啓発を行いました。
- *すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、自殺対策推進計画を策定しました。

・うつ病予防スクリーニングの面接実施者数

平成27年度	3,024人
平成28年度	3,104人
平成29年度	2,924人
平成30年度	2,811人

・こころの健康づくり講演会の参加者数

平成27年度	39人
平成28年度	41人
平成29年度	未実施
平成30年度	49人

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

新型インフルエンザ、デング熱などが発生した場合に感染症の蔓延などを防止するための感染症対策の重要性が増しており、情報の提供、予防体制の強化、発生時の備えが必要です。また、その他の感染症への対策も必要です。

●主な取り組み状況

～感染症対策～

- *高齢者を対象に、「肺炎球菌」、「インフルエンザ」の予防接種を実施しました。
- *感染症の蔓延を防止するために、新型インフルエンザ等対策本部行動マニュアルを策定しました。

・高齢者対象の予防接種実施者数

	肺炎球菌	インフルエンザ
平成27年度	1, 480人	13, 810人
平成28年度	2, 361人	14, 070人
平成29年度	2, 223人	13, 838人
平成30年度	2, 139人	14, 325人

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その4～」

医療体制が整っていると感じている市民の割合は、50%弱で推移しており、子どもから高齢者までが休日や夜間でも身近な場所で受診できるよう、地域医療体制の充実が求められています。

●主な取り組み状況

～地域医療体制の整備とかかりつけ医の普及～

* 宗像医師会や宗像歯科医師会、宗像薬剤師会との連携により、一次救急医療の「宗像地区急患センター」と、外科開業医による「在宅当番医制」、二次救急医療の「病院群輪番制（宗像医師会病院、蜂須賀病院、宗像水光会総合病院の3医療機関が毎日当番制で24時間体制）」、「宗像地区歯科休日急患センター」で、休日や夜間でも市民が安心して医療サービスを受けることができる救急医療体制の維持に努めました。また、大島・地島の離島地区においても、宗像地区消防本部などの公的機関や民間医療機関と連携し、休日・夜間の救急医療体制を確保しました。

・かかりつけ医の有無に関する市民意識の状況

	はい	いいえ	無回答
平成27年度	67%	32%	1%
平成28年度	62%	37%	1%
平成29年度	66%	32%	1%
平成30年度	63%	37%	0%

資料：市民アンケート

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標1 地域が元気になる健康づくりの推進

第4次計画の課題

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して健康で暮らし続けていくためには、地域社会全体が相互に支え合いながら、健康づくりを推進していく必要があります。

私たちの健康は、自分自身だけではなく、家族や社会、経済などの様々なことが影響しています。

現在、男女共に働く世代が拡大し、ゆとりや地域のつながりが薄れつつあるなか、本市では、コミュニティ運営協議会などと連携して健康づくりリーダーを養成し、地域住民主体の健康づくり活動がより活発になるよう支援しました。

今後も、市民が楽しく主体性を発揮できる健康づくりの場の充実、地域社会全体が相互に支え合いながら健康づくりを推進する環境を整備していくことが必要です。

●取り組み方針

～地域が元気になる健康づくりの推進～

- * 地域と連携し健康づくりを支えるための環境づくり（地域づくり）を推進します。
- * 地域住民による自主的な健康づくり活動が活発化するよう、コミュニティ運営協議会などが取り組む健康づくり活動を支援していきます。
- * 若い世代から高齢者まで健康づくりに関心を持ち、身近な場所で気軽に楽しく健康づくりが展開できるよう、コミュニティ運営協議会などと連携していきます。
- * コミュニティ運営協議会や市民活動団体などと連携して、運動や食生活の改善などの健康づくりの重要性を市民へ啓発するとともに、地域での健康づくり活動を推進する人材を育成していきます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
地域が元気になる健康づくりの推進	地域との連携による健康づくりの推進	地域における健康課題の情報提供	各地区において取り組むべき健康課題を整理し、課題解決に向けた効果的な取り組みなどの情報を提供する。
		地域が取り組む健康づくりの活動支援	コミュニティ運営協議会や自治会などが取り組む健康づくり活動が、楽しく継続して取り組めるよう支援します。
	健康づくり活動の担い手の育成支援	健康づくりリーダーの養成	地域の健康づくり活動の中核を担う人材を育成するため講座などを行う。
		食生活改善推進員の育成・活動支援	地域に根ざした食育を推進する食生活改善推進員を養成し、研修会を実施するなど、地域の食育リーダーとして活動できるよう支援を行う。

基本目標 2 生活習慣病の発症や重症化の予防

第4次計画の課題

市民が自らの生活習慣における課題を認識し、改善に努め、健康で元気に生活できるよう、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みが必要です。

主要な死亡原因であるがん、心疾患、脳血管疾患に加え、心疾患や脳血管疾患の危険因子となる高血圧、糖尿病、脂質異常症などへの対策は、市民の健康寿命の延伸を図るうえで重要な課題です。

本市では、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、特定健診や特定保健指導などを行いました。死因別死亡数の割合で、脳血管疾患がやや減少傾向にはありますが、がん、脳血管疾患、心疾患の3つを合わせると、全体の約半数を占めている状況です。

生活習慣病の発症予防や重症化予防には、生活習慣改善の必要性の有無を判断するため、定期的な健康診断による健康状態の確認と、健康診断の結果に応じた保健指導やかかりつけ医と連携した個人の健康管理が重要です。

●取り組み方針

～生活習慣病の発症や重症化の予防～

- *市民の健康を守るため、すべての世代へ向けて、生活習慣病予防の取り組みや、より多くの市民が健康診査を受けることができるよう体制を整備するとともに、情報提供を行います。
- *生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、特定健診、特定保健指導などに取り組みます。
- *市民が自らの生活習慣における課題を認識し、自己管理や生活改善に取り組むことで、健康的な日常生活を維持することができるよう、保健指導や健康教室、健康相談、啓発を行います。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
生活習慣病の発症や重症化の予防	市民の健康管理の支援	健康づくりに関する情報提供と相談支援体制づくりの推進	市民に対して健診や健康教室などの健康づくりに関する情報を提供するとともに、健康に関する相談に対して適切な支援などが行える相談支援体制づくりを推進する。
		特定健診・基本健診の実施	定期的な健康診断により健康状態を確認し、健診結果に応じた健康管理ができるよう、住民健診の推進に努める。
		保健指導の実施	生活習慣の改善が必要な人に対して、生活習慣病の発症や重症化が予防できるよう、保健指導を行う。
	生活習慣病予防・重症化予防に係る学習支援の推進	生活習慣病予防・重症化予防に係る学習の機会の充実	市民が自らの健康管理や生活習慣改善に取り組めるよう、生活習慣病予防について学習する場を充実させる。また、コミュニティ運営協議会や市民活動団体の活動を通して、健康教室や啓発活動を行う。

基本目標3 がんの早期発見と早期対応

第4次計画の課題

死因第1位のがんによる死亡を減少させるためには、市民一人ひとりががんについて関心を持ち、がんを早期に発見し、早期対応に努めることが重要です。

主要な死亡原因であるがんの対策は、早期発見と早期対応が重要です。

本市では、肺がん(結核)検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を行いました。

がん検診受診率は、平成27年度から10%前半で推移しており、平成30年度の市民アンケートによると、42%です。

がんは死因別死亡数の割合が最も高く、平成27年度から30%程度で推移しています。今後も引き続き、若い世代から広く市民に対して、がん検診の受診について啓発を行う必要があります。

●取り組み方針

～がんの早期発見と早期対応～

- *国のガイドラインに合わせ、医師会などの関係機関と連携し、がん検診の種類や実施方法の見直しを行います。
- *市民の健康を守るため、若い世代から広く市民に対して、がんについて関心が持てるよう、がん検診の受診率向上への働きかけなど、早期発見と早期対応を推進します。
- *市民が自らががんの早期発見などに取り組めるよう、がんの予防の取り組みやがん検診を推進します。また、精密検査の未受診者全てに対して、個別のフォロー対策を行います。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
がんの早期発見と早期対応	がんに関心を持てる環境づくりの推進	がん予防啓発	がんについて関心を持てるよう、若い世代から広く市民に対して、がん予防のための啓発を行う。
		がん検診の推進	市民ががんの早期発見と早期対応に取り組めるよう、がん検診を推進し、精密検査の未受診者全てに対して、個別のフォロー対策を行う

基本目標 4 健康的な生活習慣の習得

第 4 次計画の課題

市民がより健康的な生活を送るためには、食と運動などによる健康づくりで健康的な生活習慣を身に付けることが大切です。

ライフスタイルや働き方、家庭環境の変化によりニーズが多様化しています。

本市では、健康教室や地域での健康講座などを通じて、健康の維持・増進につながる食や運動などの生活習慣を習得できるよう、情報提供や環境整備を行ってきました。

健康の維持・増進のためには、自分の健康状態を知った上で自分のライフスタイルにあった健康的な生活習慣を選ぶ力が必要です。健康に関する情報提供や学習の場、健康づくりに取り組む環境を充実させ、一人ひとりが自分のライフスタイルにあった健康的な生活習慣が習得できるよう支援します。

●取り組み方針

～健康的な生活習慣の習得～

- * バランスの取れた食生活、運動の習慣化、飲酒・喫煙に対する正しい知識の普及など、市民一人ひとりが生活習慣の大切さを認識し、より健康的な生活習慣づくりに取り組むことができるよう支援します。
- * 生活習慣病予防のための学習の場づくりや、運動を通じた健康づくり活動など、食と運動などに関する健康的な生活習慣を身に付けるための環境整備を行います。
- * 子どもから高齢者までが、身近で気軽に継続してスポーツ活動や運動を行うことができるための環境づくりや情報提供に組み込み、地域での健康づくり活動を支援します。
- * 飲酒や喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす影響について、普及啓発するとともに、保健指導や健康教育を行います。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
健康的な生活習慣の習得	食育の推進	健康的な食生活や栄養バランスなどの情報提供や体験学習の推進	市民がライフスタイルに応じた健康的な食生活を送り、より健康的な生活習慣づくりに取り組めるよう、健康的な食生活や栄養バランスなどの情報提供や体験学習を行う。
	スポーツ・運動を通じた健康づくり活動の推進	気軽に無理なくスポーツ活動や運動ができる環境づくりの推進	市民がスポーツ活動や運動を継続でき、より健康的な生活習慣づくりに取り組める環境づくりや情報提供を行う。
	飲酒と喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境づくりの推進	適正飲酒や喫煙・受動喫煙に関する知識の普及・啓発の推進	地域でより健康的な生活習慣づくり取り組めるよう、飲酒や喫煙・受動喫煙が健康に及ぼす影響について普及啓発を行う。

基本目標5 心の健康づくりの推進

第4次計画の課題

健やかなこころを支える地域づくりを目指して、自殺につながる要因の軽減に取り組むことが大切です。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

本市では、うつ病予防スクリーニング、こころの健康づくりに関する講座や啓発、ゲートキーパーの養成に取り組んできました。また、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、宗像市自殺対策推進計画を策定しました。

市民一人ひとりの気づきと見守りを促すとともに、自殺につながる要因の軽減に向けて、職場や地域、学校での心の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

●取り組み方針

～こころの健康づくりの推進～

- * こころの健康を維持するための生活習慣など、こころの健康に関する啓発に努めるとともに、相談窓口の周知を行います。
- * うつ病などこころの病気の早期発見、早期対応に努め、こころの健康に不安のある人やその周囲の人が、相談しやすい体制の充実に図ります。また、うつ病などの精神疾患に関する正しい知識の普及や、悩んでいる人に気づき見守ることのできる人材の育成を図ります。さらに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携によるネットワークの構築を図ります。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
こころの健康づくりの推進	こころの健康を支える環境づくりの推進	精神疾患などに関する正しい知識の普及啓発の推進	自殺やうつ病などの精神疾患に対し、正しい知識の普及啓発を行う。
		こころの健康づくりに関する知識の普及と相談体制づくりの推進	住民健診でのうつ病予防スクリーニング、こころの健康づくりに関する講座などを通じて、こころの健康に関する相談や啓発を行う。
	自殺対策の推進	自殺対策を支える人材の育成	さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人のサインに気づき、必要な相談・支援機関につなぐ人材を育成する。
		地域のネットワークの強化	悩みを抱える人に対して関係機関が連携して対応できるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携によるネットワークの構築を図る。

基本目標 6 地域医療体制の確保と継続的な感染症対策

第4次計画の課題 ～その6～

市民が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、地域医療体制の確保と継続的な感染症対策が必要です。

安心した生活を送るためには、昼夜を問わず、身近な場所で医療を受けることができる体制が必要です。本市では、宗像医師会、宗像歯科医師会及び宗像薬剤師会との連携により、休日・夜間にも救急医療が受けられる体制を整えており、引き続き救急、急患への対応やかかりつけ医との連携など、体制を確保していく必要があります。

新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生した場合に、感染症の蔓延などを防止するための感染症対策の重要性が増しており、情報の提供、予防体制の強化、発生時の備えが必要です。また、その他の感染症への対策も必要です。本市では、高齢者を対象にしたインフルエンザの予防接種や感染症が発生した場合の対応マニュアルの整備などを行いました。今後も継続的な感染症対策が必要です。

●取り組み方針

～地域医療体制の確保と継続的な感染症対策～

- * 地域医療の中心的な役割を担うかかりつけ医などの普及をさらに進めるとともに、地域の医療資源の活用が円滑にできるよう地域医療のネットワーク化を推進します。
- * 市内医療機関と地域医療の拠点として二次医療の役割を担う医療機関相互の連携と医療供給体制を確保します。
- * 医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の確保に努めます。また、これらに関する情報を提供します。
- * 医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。
- * 安心して身近な場所で医療サービスを受けることができるよう、休日、夜間における救急医療体制や、離島での医療機会を確保していきます。また、普段から健康状態を把握し、適切な医療サービスを受けることができるようかかりつけ医の普及啓発に取り組みます。
- * 公衆衛生の向上と増進のため、予防接種の接種率の向上を図り、感染症の発生予防及び蔓延防止に努めます。また、新型インフルエンザなどの新たな感染症を予防するための知識の普及や情報提供に取り組みます。感染症が発生した場合に備えて、対応マニュアルに基づく適切な対応が取れるよう、関係機関との連携体制や感染症拡大防止に必要な資材を確保していきます。

●市の取り組み方針（対象：全世代）

目標	施策	取り組み	説明
地域医療体制の確保と継続的な感染症対策	救急医療体制の整備	救急医療体制づくりの推進	休日・夜間において救急医療が受けられる体制を確保する。
		献血の推進	医療に欠かせない輸血用血液を確保する。
	感染症対策の推進	感染症の発生予防と蔓延防止体制づくりの推進	公衆衛生の向上のため、予防接種の接種率の向上や感染症を予防するための知識の普及や情報提供などに取り組み、感染症の発生予防と蔓延防止の体制づくりを推進する。

第3章 高齢者保健福祉の推進

1 第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の主な取り組み状況

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その1～」

2025年度には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者の増加、福祉サービスの需要の増加が見込まれており、限られた医療施設、介護施設で対応することが困難になる懸念があります。そのため、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療施設、介護施設などの社会資源を有効に活用して必要なサービスを確保するために地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、認知症の高齢者が尊厳を持って生きていくために、地域の支援、介護家族への支援が重要です。

●主な取り組み状況

～地域での生活を支援する体制の充実～

- * 日常生活圏域を担当する地域包括支援センターをすべての日常生活圏域（6圏域）に設置するとともに、当該地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を実施する基幹型地域包括支援センターを高齢者支援課内に設置しました。
- * 在宅医療と介護の連携を推進するために、在宅医療・介護連携推進事業を福津市とともに一般社団法人宗像医師会に委託して実施しました。
- * 日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（6箇所）に認知症初期集中支援チーム、各地域包括支援センター（7箇所）及び社会福祉協議会に認知症地域支援推進員を配置しました。
- * 支援を必要とする高齢者の自立した生活を地域全体で支えるため、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（6箇所）及び市に地域ケア会議を設置しました。
- * 生活支援コーディネーターを第1層（市全体）、第2層（日常生活圏域）全てに配置し、「協議体」の設置を推進しました。
- * 認知症高齢者捜してメール配信事業について、対象となる高齢者世帯のほか、地域や関係機関などへの周知・案内を行うとともに、捜してメール協力サポーター登録の協力要請を行い、早期発見・早期対応の体制づくりに努めました。

・地域包括支援センターの設置状況

平成28年度	城山中学校区（吉武・赤間・赤間西）
平成29年度	自由ヶ丘中学校区（自由ヶ丘） 玄海・大島中学校区（玄海・池野・岬・大島）
平成30年度	河東中学校区（河東） 中央中学校区（南郷・東郷） 日の里中学校区（日の里）

・認知症高齢者捜してメール配信事業の新規登録者数

平成27年度	23人	※途中で転居や死亡により廃止あり
平成28年度	15人	
平成29年度	15人	
平成30年度	18人	

・認知症高齢者捜してメール配信事業の協力サポーター・協力事業者の登録数

平成27年度	482件
平成28年度	521件
平成29年度	562件
平成30年度	644件

・捜してメール配信回数

平成27年度	5件
平成28年度	2件
平成29年度	3件
平成30年度	2件

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その2～」

高齢者の増加に伴い、要介護認定者数は増加が見込まれます。寝たきりや認知症にならずに高齢者が生き生きとした生活を続けていくためには、心身の機能が維持され、活動的な生活を送ることが重要であり、生活機能の低下を防ぎ、健康寿命を延ばす取り組みが求められています。

●主な取り組み状況

～介護予防の推進～

- *地域で介護予防活動をしている団体などを対象に、研修会や講演会を実施しました。
- *各地区（離島含む）で、いきいき交流会などの介護予防教室を実施しました。
- *介護予防に資する住民運営の通いの場づくりを支援しました。
- *生活管理指導ヘルパー派遣事業及び生きがいデイサービス事業について、多様なサービスA事業（緩和した基準によるサービス）として、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、事業者を指定し、在宅で生活し続けることができるよう、サービス利用者の生活の維持又は向上を目指して支援を行いました。

〔対象者〕 要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者

〔サービス内容など〕

【訪問型サービスA】 掃除、洗濯、調理、買物などの身体介護など以外の生活援助を実施。

【通所型サービスA】 身体介護及び認知機能の低下などによる人以外に、サロンの場を主体に機能訓練などを実施。レスパイト的位置づけ。

- *訪問指導事業及び通所型介護予防教室（二次予防事業）について、多様なサービスC事業（短期予防集中サービス）として、介護予防・日常生活支援総合事業に順次移行し、訪問型は市直営で、通所型は事業所に委託し、在宅で生活し続けることができよう、サービス利用者の生活の維持又は向上を目指して支援を行いました。

〔対象者〕 要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者

〔サービス内容など〕

【訪問型サービスC】 体力や日常生活動作などの改善に向けた指導や口腔機能向上、栄養改善など、保健師や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士などが自宅に訪問し、相談や指導を実施。

【通所型サービスC】 宗像管内の民間事業所において、リハビリ専門職の指導のもと、生活機能を改善するための運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、うつ・認知症予防プログラムを短期集中的に実施。

- *平成28年度より要支援1・2及び事業対象者を対象とした総合事業の生活支援サービスとして、単身高齢者や高齢者世帯に対しての見守り（安否確認）や栄養改善を目的とした配食サービスを実施し、在宅での生活支援を行いました。

・認知症に関する講座受講者数

	受講者数	開催地区など
平成27年度	9回・延べ311人	3地区など
平成28年度	4回・延べ93人	2地区
平成29年度	6回・延べ165人	4地区
平成30年度	6回・延べ220人	4地区

・介護予防に資する住民運営の通いの場づくりへの支援

平成28年度	24回・延べ925人（2地区）
平成29年度	482回・延べ4,078人（9地区）
平成30年度	754回・延べ11,034人（10地区）

・総合事業・配食サービス

	年間実利用人数	延べ利用件数
平成28年度	28人	3,182食
平成29年度	35人	3,380食
平成30年度	31人	3,614食

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その3～」

高齢者が健康で豊かな生活を送るために、これまでに培ってきた知識、経験、技能などをいかす社会参加の場の充実が求められています。また、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動などへ参加しやすい環境の整備も必要です。単身の高齢者も増加しており、地域で安心して生活するために、各種福祉サービスの充実、地域での支援体制の整備、安心できる住まいの確保などが求められています。

●主な取り組み状況

～自立と安心につながるサービス提供の仕組みづくり～

- * 高齢者の生きがいと就業機会の確保を目的としたシルバー人材センターに対して、補助金交付などにより支援を行いました。
- * シニアクラブ（支部、連合会）の活動に対して、補助金交付と活動支援を行いました。
- * シルバー農園事業を通して、高齢者の生きがいづくりの場の提供を行いました。
- * 緊急事態に陥る可能性が高く、定期的に安否確認が必要な高齢者などに緊急通報装置を給付または貸与しました。
- * 要介護認定を受けた高齢者に対して配食サービスを行うとともに、配達時の安否確認や栄養改善を取り入れたサービスを実施することで在宅での生活支援を行いました。
- * 介護をしている家庭への支援や慰労のために、家庭介護講座、介護用品給付サービス事業、在宅介護者支援事業などを実施しました。
- * 養護が必要な高齢者に対して、養護老人ホームへの措置入所を行いました。

・シルバー人材センターの会員数

平成27年度	597人
平成28年度	615人
平成29年度	626人
平成30年度	624人

・市シニアクラブの支部数と市連合会加盟団体の会員数

平成27年度	41	2,213人	※連合会加盟団体数の減少に伴い、会員数は減少傾向
平成28年度	40	2,080人	
平成29年度	38	1,977人	
平成30年度	36	1,892人	

・シルバー農園事業の利用人数

平成27年度	293人
平成28年度	270人
平成29年度	263人
平成30年度	255人

・緊急通報装置の給付または貸与台数（※年度末）

平成27年度	130台	※同様なサービスを提供する民間事業者の参入、携帯電話の普及及び対象高齢者の施設入所などにより、利用者は減少傾向
平成28年度	111台	
平成29年度	98台	
平成30年度	85台	

・家庭介護講座の受講者数

平成27年度	54人
平成28年度	68人
平成29年度	58人
平成30年度	44人

・介護用品給付サービス事業の年間実利用人数

平成27年度	335人
平成28年度	339人
平成29年度	343人
平成30年度	340人

・在宅介護者支援事業の参加人数

平成27年度	79人
平成28年度	74人
平成29年度	62人
平成30年度	39人

・養護老人ホームへの措置入所者数

平成27年度	36人
平成28年度	32人
平成29年度	34人
平成30年度	33人

・1回30分以上のスポーツや運動（散歩・ウォーキングを含む）への取り組みに関する65歳以上の市民意識の状況

	週1日以上	週1日未満ではあるが、定期的に行っている	スポーツや運動をしていない	無回答
平成27年度	55%	11%	34%	0%
平成28年度	62%	9%	27%	1%
平成29年度	52%	13%	31%	4%
平成30年度	59%	14%	26%	2%

資料：市民アンケート

第3次計画策定時（平成27年4月）の「現状と課題 ～その4～」

高齢になっても住み慣れた自宅での生活を希望している人が多いため、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続させることができるよう在宅サービスの充実が求められています。また、身近な生活圏域でその人にあった適切な地域密着型のサービスを受けられる基盤の整備が必要です。

●主な取り組み状況

～介護保険サービスの充実～

- * 要介護（要支援）認定について、16合議体による審査会を開催して審査を行いました。
- * 介護給付の適正化について、ケアプランチェックや住宅改修などの現地確認を行うとともに、縦覧点検や医療情報との突合による介護報酬請求の適正化、サービス利用者に対する介護給付費の通知を行いました。
- * 地域密着型サービス事業所への実地指導を行い、介護報酬請求の適正化、サービスの適正化を図りました。
- * 特別養護老人ホームの整備を推進しました。
- * 地域密着型サービス施設について、公募説明会を開催するなど、施設整備を推進しました。
- * 要支援認定者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、アセスメントやプランニング、評価などを実施しました。

・要介護（要支援）認定に係る審査会

	開催数	審査件数
平成27年度	271回	6,950件
平成28年度	269回	6,614件
平成29年度	234回	5,000件
平成30年度	269回	5,859件

・地域密着型サービス事業所への実地指導件数

	地域密着型サービス事業所	居宅介護支援事業所
平成28年度	12カ所	-
平成29年度	18カ所	-
平成30年度	5カ所	7カ所

・特別養護老人ホームの整備状況

	全収容数（年度末）	備考
平成27年度	368	-
平成28年度	428	60床開設（介護療養病床からの転換）
平成29年度	478	50床開設
平成30年度	478	-

(調整余白ページ)

2 第4次の課題と取り組み方針

基本目標1 高齢者の社会参加の推進

第4次計画の課題

高齢者が生きがいを持って生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を推進し、人生の最期まで役割のある環境づくりが必要です。

内閣府の令和元年版高齢社会白書によると、労働力人口比率は、65歳以上の割合が上昇し続けています。また、調査時現在仕事をしている60歳以上の者の約8割が、高齢期においても働きたいと回答しており、高い就業意欲を持っている様子がうかがえます。また、60歳以上の者の社会活動の状況については、60歳～69歳では71.9%、70歳以上では47.5%の者が働いているか、またはボランティア活動、地域社会活動（自治会、地域行事など）、趣味や習い事を行っています。

本市では、高齢者が生きがいを持って活動できるよう、シニアクラブやシルバー人材センターと連携して、高齢者の社会参加を推進しました。

今後も引き続き、高齢者が生きがいを持って地域づくりの役割を担って生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を推進していく必要があります。

●取り組み方針

～高齢者の社会参加の推進～

- * 高齢者が、ふれあいと交流を楽しみながら地域社会の一員として積極的な社会参加・地域貢献活動を担えるよう、地域活動・生涯学習施策などを推進します。
- * 高齢者の社会参加や役割の創出のため、高齢者サロンなどの通いの場づくりを推進します。
- * 高齢者が、社会とのかかわりの中で生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、高齢者の就業支援に取り組みます。

●市の取り組み方針（主な対象：65歳以上の高齢者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
高齢者の社会参加の推進	高齢者の地域貢献活動の推進	高齢者の地域活動・生涯学習施策などの推進	高齢者の地域活動・生涯学習施策などを推進するシニアクラブの活動支援を行うなど、高齢者が地域で活躍できる機会の創出を推進する。
		(再掲) 福祉意識の高揚に資する講座・交流事業の推進	(再掲) 地域福祉に関心がある市民が気軽に学べる講座や交流事業の実施に努める。
	高齢者の就業支援の推進	高齢者の就業機会の拡大と雇用に関する情報提供の推進	高齢者の就業機会の提供を推進するシルバー人材センターを支援するなど、高齢者の就業機会の拡大と関係機関と連携した雇用に関する情報提供を推進する。

基本目標 2 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

第4次計画の課題

高齢者が元気に活躍し続けることがきるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

厚生労働省の統計によると福岡県の日常生活が制限される平均期間は、平成28年度は男性が9.23年で、女性が12.66年です。平成22年度は男性が9.69年、女性が13.77年で、平成22年度からの推移をみると、男女ともに微減の傾向にあります。

本市では、高齢者が要介護状態にならずに元気に暮らしていけるよう、介護予防に取り組む住民運営の通いの場づくりの支援、生活機能の低下予防や介護予防の働きかけなど、介護予防事業に取り組みました。

65歳以上の市民のスポーツや運動（1回30分以上）への取り組み状況は、平成30年度はスポーツや運動をしていない人が26%です。平成27年度は34%で、平成27年度からの推移をみると、スポーツや運動をしていない人の割合は減少傾向にあります。

今後も引き続き、高齢者が元気に活躍し続けることがきるよう、健康づくりと介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

●取り組み方針

～高齢者の健康づくりと介護予防の推進～

- *加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、要支援者などの認定を受けた人を含むすべての高齢者が定期的に利用可能な自主的な通いの場づくり及び居場所づくりを行い、住民主体の介護予防活動を推進します。
- *介護予防活動に取り組む高齢者を増やし、自主グループの育成と交流を通じ、活動を継続できるよう支援します。

●市の取り組み方針（主な対象：65歳以上の高齢者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
高齢者の健康づくりと介護予防の推進	住民主体の介護予防活動の推進	介護予防に資する住民運営の通いの場づくりの推進	要支援の認定を受けた人を含むすべての高齢者が定期的に利用可能な、介護予防に資する住民運営の通いの場づくり及び居場所づくりを推進する。
		住民主体の介護予防活動への参加の促進	加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、高齢者に対して住民主体の介護予防活動への参加を促進する。
		専門的技術者の派遣などによる活動支援の推進	住民自ら介護予防活動に取り組めるよう、通いの場などへの専門的技術者の派遣などの活動支援を行う。

基本目標 3 高齢者などの権利擁護の推進

第4次計画の課題

高齢者などが住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、高齢者などの権利擁護の推進が必要です。

本市の60歳代以上の者の消費生活相談件数は、全体件数の過半数を占めており、増加傾向にあります。

本市では、認知症や判断能力が十分でない高齢者などが、住み慣れた地域や家庭で尊厳を持って安心して生活できるよう、すべての日常生活圏域において地域包括支援センターを設置し、成年後見人制度に関する普及啓発を行ったり、制度の利用が必要と判断した場合に、申し立てなど手続きの支援、虐待の早期発見・把握に努め対応するなど、様々な権利擁護の推進に取り組みました。

今後も引き続き、高齢者虐待の防止に資する取り組みや、成年後見制度の利用を促進していくことが必要です。

●取り組み方針

～高齢者などの権利擁護の推進～

- *（再掲）高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待の防止を図るなど、権利擁護の推進を図ります。
- *（再掲）国が定める「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市になじむ形態での地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、当面の間、市がその中核機関の機能を担い、成年後見制度の利用の促進に必要な取り組みを図ります。
- *（再掲）認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な援助を行う地域福祉権利擁護事業の取り組みを支援します。

●市の取り組み方針（主な対象：65歳以上の高齢者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
高齢者などの権利擁護の推進	(再掲) 虐待や消費者被害などの防止	(再掲) 虐待や消費者被害などの防止に係る体制強化	(再掲) 高齢者や障がいのある人および子どもに対する虐待や消費者被害などの相談支援、防止に係る啓発活動および虐待の早期発見や適切な保護・支援の実施のための連携体制づくりを行う。
	(再掲) 成年後見制度の利用の促進	(再掲) 成年後見制度に係る体制強化	(再掲) 成年後見制度に係る地域連携ネットワークをつくり、中核機関を設置・運用しつつ、中核機関に従事する職員の資質向上を図る。
	(再掲) 権利擁護に資する取り組みへの支援	(再掲) 認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者を対象とする地域福祉権利擁護事業の取り組みへの支援	(再掲) 認知症や判断能力が十分でない高齢者や障がい者などに対する日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きの援助、金銭管理、重要な書類の保管などの取り組みに対して支援を行う。

基本目標 4 高齢者の住み慣れた地域での日常生活への支援の推進

第4次計画の課題

高齢者が人生の最期まで安心して地域で生活し続けることができるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

高齢化率は年々上昇を続けており、高齢者の世帯構造は「単身者世帯」と「夫婦世帯」で、全体の約6割を占めています。夫婦どちらかの死亡により高齢単身者世帯へ移行していくことが多いため、高齢単身者世帯は、今後さらに増加していくことが予想されます。

市民アンケートでは、「最期を迎える場所」に関する65歳以上の市民の意識の状況では、「自宅」を望む市民が35%で最も多い状況です。

本市では、高齢者の身近な圏域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に高齢者に対して提供されるよう、すべての日常生活圏域において、地域包括支援センターを設置し、さまざまな日常生活支援を行いました。また、高齢者の生活を支える地域づくりの実現に向けて、生活支援コーディネーターを配置しました。諸事情により自宅で生活することが困難な高齢者に対しては、特別養護老人ホームの整備や養護老人ホーム入所措置などの取り組みを推進しました。

今後も引き続き、高齢者が人生の最期まで安心して地域で生活し続けることができるよう、地域での日常生活への支援が必要です。

●取り組み方針

～高齢者の住み慣れた地域での日常生活への支援の推進～

- * 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るうえで必要な情報を高齢者がいる家庭に提供します。
- * 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。
- * 高齢者が安心した日常生活を送れるよう、一人暮らしや、見守りなどの援護が必要な高齢者に対する各種サービスに努め、高齢者の自立した生活を支援します。
- * 認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、支援を行うとともに認知症の人やその家族を見守る地域づくりを推進します。
- * 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護保険などのサービスだけでなく、地域のニーズにマッチした生活支援サービスの開発や調整、関係者間のネットワーク化の推進など、高齢者の在宅生活を支援する体制づくりを推進します。
- * 介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護などが必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的に、各日常生活圏域を担当する地域包括支援センターに地域ケア会議を設置します。
- * 高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた住まいで安心して生活が送れるよう、良質な介護保険サービスの確保に努めます。

- * 要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、地域とつながり続け、自立した生活が送れるよう、必要な支援を関係機関と連携しながら、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- * 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。
- * 高齢者が、在宅生活が困難であっても地域で生活し続けることができるよう、多様な住まいの確保など、様々な環境整備に努めます。

●市の取り組み方針（主な対象：65歳以上の高齢者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
高齢者の 住み慣れた地域での日常生活への支援の推進	(再掲) 福祉サービスに関する適切な情報提供	(再掲) 高齢者福祉に関する情報提供	(再掲) 高齢者がいる家庭へ高齢者福祉に関する情報を提供する。
	高齢者の自立生活支援の推進	(再掲) 地域包括支援センターの設置	(再掲) 地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関または制度の利用につなげるなど総合相談支援を行う。
		高齢者を見守る地域づくりの推進	高齢者を見守りを行う民生委員・児童委員に対して高齢者の情報を提供するなど、高齢者を見守る地域づくりを推進する。
		一人暮らしや援護が必要な高齢者への自立生活支援	配食サービスや緊急通報システムの活用による自立生活を支援するサービスなど、一人暮らしや、見守りなどの援護が必要な高齢者に対する各種サービスに努め、高齢者の自立した生活を支援する。
	認知症の人やその家族が暮らしやすい環境づくりの推進	認知症初期集中支援チームの配置	認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。
		認知症地域支援推進員の配置	相談支援や地域において社会参加活動のための体制整備などを行う、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。
		認知症サポーターの養成	地域全体で認知症について理解を深め、認知症高齢者を見守る地域づくりを推進する。
		認知症高齢者を見守り支援の体制づくりの推進	認知症などにより徘徊の恐れのある高齢者の行方不明を防ぐとともに、行方不明になった場合に早期に発見できるように、見守り支援を推進する。

	高齢者の在宅生活支援の推進	協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置	介護保険などのサービスだけでなく、地域のニーズにマッチした生活支援サービスの開発や調整、関係者間のネットワーク化の推進など、高齢者の在宅生活を支援する体制づくりを推進する。
	介護が必要な高齢者の在宅生活支援の推進	地域ケア会議の設置	介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護などが必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的に、各日常生活圏域を担当する地域包括支援センターに地域ケア会議を設置する。
		介護予防・日常生活支援総合事業の充実	要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、地域とつながり続け、自立した生活が送れるよう、必要な支援を関係機関と連携しながら、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図る。
	在宅医療・介護を一体的に提供する環境づくりの推進	在宅医療や介護に携わる関係機関の連携強化	医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。
	在宅生活が困難な高齢者の生活支援の推進	諸事情を抱える高齢者への自立生活支援	生活環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう様々な環境整備に努める。

基本目標 5 高齢者の在宅生活を支える家族への支援の推進

第4次計画の課題

介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、高齢者の在宅生活を支える家族への支援が必要です。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、要介護者などからみた主な介護者の続柄は、同居している人が主な介護者である割合が約60%です。その主な内訳を見ると、配偶者が25%、子が22%、子の配偶者が10%となっています。また、性別については、男性が34%、女性が66%と女性が多くなっています。また、平成28年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間を見ると、「必要な時に手をかす程度」が45%と最も多い一方で、「ほとんど終日」も22%となっています。要介護度別に見ると、要支援1から要介護2までは「必要な時に手をかす程度」が最も多くなっていますが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなり、要介護4では45%、要介護5では55%が「ほとんど終日」介護しています。

本市では、介護をしている家庭への支援や慰労のために、家庭介護講座、介護用品給付サービス事業、在宅介護者支援事業などを実施しました。

今後も引き続き、介護を必要とする高齢者とその家族が安心して暮らしていけるよう、高齢者の在宅生活を支える家族への支援が必要です。

●取り組み方針

～高齢者の在宅生活を支える家族への支援の推進～

- *介護を必要とする高齢者の在宅生活を支える家族の負担を軽減できるよう、家族介護者への支援の充実に努めます。
- *家族介護者が介護を行っていくうえで必要となる様々な知識を容易に習得できるよう、気軽に学べる環境づくりを推進します。
- *家族介護者が一時的な休息をとることができるよう、ショートステイやデイサービスなどのサービスが利用できる施設について、適切な情報の把握と情報提供に努めます。
- *家族介護者同士が交流して悩みなどを共有することなどにより、介護者にとっての心の支えになるよう、家族介護者などが交流を行える機会の提供に努めます。

●市の取り組み方針（主な対象：65歳以上の高齢者のいる世帯）

目標	施策	取り組み	説明
高齢者の在宅生活を支える家族への支援の推進	家族介護者の負担軽減のための支援の推進	家族介護者が気軽に学べる環境づくりの推進	家族介護者が認知症、介護、介護予防などの知識を容易に習得できるよう、気軽に学べる環境づくりを推進する。
		家族介護者が一時的な休息をとることができるサービス情報の提供	家族介護者が一時的な休息をとることで日々の介護疲れを癒すことができるよう、ショートステイやデイサービスなどが利用できる施設などの情報提供に努める。
		家族介護者や介護者団体などが交流できる機会の提供	家族介護者同士が交流して悩みなどを共有でき、介護者にとって心の支えになるような、家族介護者などが交流できる機会の提供に努める。